

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
1	2	（過払い給与返納金等の滞納整理事務）	人事部は、教職員給与システムによる給与等の支給、返納等の業務に関して、「教職員給与システムガイドブック」を定めて周知するなど、各学校への支援を行っている。各学校は、職員の給与等に過払いが発生した場合にガイドブックに従い、返納の請求や債権管理を行っている。	紅葉川高校は、令和7年8月14日に債務者に対し督促状を送付した。【1-エ】 人事部は、ガイドブックについて、分割返納の場合であっても督促の送付が必要である旨の記載を含めた7年8月2日付け追加文書を令和7年8月28日付通知文書により各学校等に周知した。【1-エ】
2	（ガイドブックを見直すと返納事務を適切に行うもの）	（過払い給与返納金等の滞納整理事務）	ガイドブックを確認したところ、督促状の送付について、「返還請求に応じない場合」の対応として、「返却したほか、令和7年9月4日開催して記載されているが、「分割返納」の項目では記載されていないため、分割納付している場合は、督促状の送付は不要と誤認されるおそれがある。	ガイドブックの記載を見直すとともに、指導を行なうことが必要である。そのため、学年は、分割納付だけはならないとされないと自治法により、納入の通知をした際に示した納定期限までに全額納付されない場合には督促しないこととし、当初に設定した納定期限を超えたことをもつて督促状を送付する必要がある。
3	（ガイドブックを見直すと返納事務を適切に行なうもの）	（過払い給与返納金等の滞納整理事務）	ところで、紅葉川高校の給与返納事務について見たところ、督促状の送付は不要と認識して送付していない事例が認められた。こうしたことから、部は、誤認が起らぬよう、ガイドブックの記載を見直す必要がある。学校は、給与返納事務を適切に行われたい。ガイドブックの記載を見直すとともに、各学校に対し、適切な事務処理を行うよう指導されたい。	人事部は、ガイドブックについて、分割返納の場合であっても督促の送付が必要である旨の記載を含めた7年8月2日付通知文書により各学校等に周知した。【1-エ】

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
57	企業調整部は、「こどもスマイルムーブメント」専用ホームページについて、令和7年6月30日に以下のページ内「参画企業・団体の活動レポートを探す」ページで参画企業等の活動レポートを掲載し、表示できるようしている。 この絞込検索を行うと、次の状況であることが認められた。 ア 企業等が他団体等ヒヨコラボレーションした活動レポートは合計3件が存在している。 しかし、「企業」を選択する際に、「企業」にかかわらず表示されない。 また、「NPO／団体」を選択すると2件が存在するにもかかわらず、1件のみが表示される。 イ 活動レポートの属性は、企業等が他団体等ヒヨコラボレーションした活動レポートの3種類であるに記載されている。 ※「こどもスマイルムーブメント」ホームページの絞込検索機能について	監査結果の要約	講じた措置の概要	

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
58	都及び一般財團法人 GovTech 東京（以下「財团」という。）は、DX 推進に向けた協働事業の実施に当たり基本協定を締結し、協働事業に係る費用の負担等について年度協定を締結している。これら協定により、都は、財團から協働事業に係る実績報告書の提出を受け、当該書類に基づき財團に対する負担金の支出しを行った。 イ について、活動レポートの中から特色ある2種類のレポートを選択した際に表示しやすくなるために設けた機能であるが、この2種類以外でも表示を選択した場合でも検索結果に表示されるよう仕様の見直しを行った。 イにおいて、活動レポート中の絞り込みができるよう新たに「企業・団体の活動レポート」の中身を追加した。 また、室は、令和7年10月10日付通知文により、本件意見・要望事項と合わせて、都民目線にて適正な事業執行に努めることについて室内へ周知した。【1】	監査結果の要約	講じた措置の概要	

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
57	企業調整部は、「こどもスマイルムーブメント」専用ホームページについて、令和7年6月30日に以下のページ内「参画企業・団体の活動レポートを探す」ページで参画企業等の活動レポートを掲載し、表示できるようしている。 この絞込検索を行うと、次の状況であることが認められた。 ア 企業等が他団体等ヒヨコラボレーションした活動レポートは合計3件が存在している。 しかし、「企業」を選択する際に、「企業」にかかわらず表示されない。 また、「NPO／団体」を選択すると2件が存在するにもかかわらず、1件のみが表示される。 イ 活動レポートの属性は、企業等が他団体等ヒヨコラボレーションした活動レポートの3種類であるに記載されている。 ※「こどもスマイルムーブメント」ホームページの絞込検索機能について	監査結果の要約	講じた措置の概要	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
59	交通局	賃産運用部は、都内各地に点在する局有地について、一般財団法人東京都営交通協力会(以下「協力会」という。)に駐車場を貸し付け、賃貸料と使用料として貸し付け、賃貸料と使用料として駐車場収入の一割割合を得て、協力会が管理する月極駐車場の利用状況を確認したところ、一部の駐車場で空きが生じており、駐車可能台数の半分以上が空いていた。しかしながら、協力会のホームページでは、監査日現在、空き区画の有無を掲載しておらず、現在募集を行っているのかどうか不明確な状況となっている。	賃産運用部は、駐轅内に店舗や自動販売機などを設置し、内営業料収入を得ている。構内営業については、一般財団法人東京都営交通協力会(以下「協力会」という。)が、専門行政財産の使用許可を得た上で、駐轅内に係る業務に関する業務を各出店者に委託する形とされている。各出店者は、営業料を協力会に支払う形で店舗を協力会から借り、専門店舗と営業料として收入する。また、地下鉄駐轅の営業料の支払が、道路占用料相当額とされている。専門店舗の営業状況を確認したところ、店舗が設置されていない区画があるにもかかわらず、交通局ホームページの構内店舗案内からリンク付けられている協力会ホームページでは、「現在、出店の公募は行っていない」と掲載されている。このことについて、部は、協力会による前交渉が整わない状況が続いているとしているが、その結果、店舗の開店日から最大で3年以上の間、閉鎖された状態となっていることは望ましくない。また店舗の営業がなくとも道路管理者への道路占用料の支払は必要ため、閉店期間中は協力会にとって不経済な状況となっている。店舗の状況をホームページで広く公表すること等による出店需要の発掘に努めるなど、閉店期間を最小限とするためのあらゆる取組を協力会と連携して進めることが望まれる。	これまでには、協力会が利用希望者が最も目にすると思われる現地意見を中心に空き情報の提供を行ってきたところだが、今回の意見掲示を中心とした協力会と協議し、令和7年6月以降、駐轅の月末の空き状況について各駐轅が適切に行なっているか確認を行う。【1-エ】	
60	交通局	(資産の利活用に係る募集の状況について) ※専門店舗について	(専門店舗における前交渉が整わない状況について) ※専門店舗について	賃産運用部は、駐轅内に店舗や自動販売機などを設置し、内営業料収入を得ている。構内営業については、一般財団法人東京都営交通協力会(以下「協力会」という。)が、専門行政財産の使用許可を得た上で、駐轅内に係る業務を各出店者に委託する形とされている。各出店者は、営業料を協力会に支払う形で店舗を協力会から借り、専門店舗と営業料として收入する。また、地下鉄駐轅の営業料の支払が、道路占用料相当額とされている。専門店舗の営業状況を確認したところ、店舗が設置されていない区画があるにもかかわらず、交通局ホームページの構内店舗案内からリンク付けられている協力会ホームページでは、「現在、出店の公募は行っていない」と掲載されている。このことについて、部は、協力会による前交渉が整わない状況が続いているとしているが、その結果、店舗の開店日から最大で3年以上の間、閉鎖された状態となっていることは望ましくない。また店舗の営業がなくとも道路管理者への道路占用料の支払は必要ため、閉店期間中は協力会にとって不経済な状況となっている。店舗の状況をホームページで広く公表すること等による出店需要の発掘に努めるなど、閉店期間を最小限とするためのあらゆる取組を協力会と連携して進めることが望まれる。	閉店期間が長期になった要因もかかわらず、協力会が事業者と営業を行なうため、専門店舗に係る協力会と協議して、公募を行なうこととしている。専門店舗に係る協力会法について協力会と協議した。今後は、駐轅の空き状況について協力会が適切に行なっているか確認を行う。【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	1	2	1 アイウエ アイウエ ◎	2 アイウエ アイウエ ◎
2	1	2	1 アイウエ アイウエ ◎	2 アイウエ アイウエ ◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分		
61	交通局	(資産の利活用に係る募集の状況について) (構内営業に係る出店予定の変更について) ※催事店舗について	資産運用部は、駆帶内に店舗や自動販売機などを設置し、構内営業料収入を得ている。構内商業については、一般財团法人東京都営交通協力会（以下「協力会」という。）が、都から行政財産の使用許可を得た上で、店舗の営業に関する業務を各出店者に委託する形としており、都と協力会が連携して事業を進めている。そこで、催事店舗の営業状況を確認したところ、出店のない期間が生じているが、交通局ホームページの構内店舗案内からリンク付けされている協力会ホームページでは、「現在、事業者を随時募集」と掲載されているものの、そのリンク先では、「出店の公募は行っていない」と掲載されており、「公募していない」とは言えない状況であった。	本件については、協力会がホームページの改修の際に、複数箇所において、不要であつたりリンクを削除することで、常時「出店募集要項」と問合せ先電話番号を掲載した商品のイメージ写真を掲載しました。	
		(資産の利活用に係る募集の状況について) (構内営業に係る出店予定の変更について) ※催事店舗について	出店のない期間が生じていることは、収益が最大化できないこととなる。また、出店予定表や出店者の紹介ページを作成しているものの、イメージ写真の掲載がない出店者が複数あり、十分な伝伝も行われていない。 一部は、協力会と連携して、分かちやすく効果的に催事店舗区画の出店者公募を実施する、催事店舗の区画の十分な活用を進めるべきである。 一部は、出店者の公募を工夫することにより、県の賛わいを創出することともに収益の確保を図っていくことが望まれる。	協力会がホームページの階層変更を伴う改修を行う際は、部署が前に確認する仕組みへと改め、令和7年8月28日開催の交通局と協力会との打合せで指示を行った。【1-エ】	
		1	2	アイウエアイウエ	◎

番号	対象局 (団体)	事項 指置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
62	教育庁	※外部活動に係る 外部指導者について	<p>東京都教育委員会は、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を発行し、部活動において専門的な技術指導に加え大会引率等ができる外部指導者を積極的に配置し、教職員の負担低減を踏まえた地域との協働体制を整備することとしている。</p> <p>外部指導者については、指導部が学校の希望に基づいて決定している(以下「支援事業委嘱指導者」といいます)。ほか、都立学校教育部が配付し校長が編成する下草により学校が個別に外部指導者を委嘱している場合もある(以下「学校委嘱指導者」といいます)。学校によってはこれらが併用される場合もある。</p> <p>併用し、実技指導や事故対応等と連携・協力しながら生徒を指導している。</p> <p>指導者は、部活動の適切な運営及び事故の未然防止等を徹底する必要があることから、委託契約により外部指導者等用の研修動画を作成している。そのうえで、各学校の支援事業委嘱指導者に対して、30分程度、学校で研修動画による研修を受講するよう求め、研修時間に対応する報償費の支払を行っている。学校へ通知している。しかししながら、学校が個別に委嘱しては、学校が結果として同研修が行われていない状況が認められた。</p> <p>動画は重大事故防止や健康面での留意事項など部活動の指導において基本的かつ重要な内容であることから、動画を活用し、学校委嘱指導者においても研修を受け講習させることが望ましい。</p> <p>都立学校教育部及び指導部は、連携し、部活動の適切な運営及び事故の未然防止等を徹底するため、外部指導者の研修方法を検討することが望まれる。</p>	<p>都立学校教育部は、令和7年8月29日付通知において各都立学校指導部に対して、外部指導者が受講せざる事に講義について、学校委嘱指導者に受講させることや研修時間に対する報償費を支払うよう都立高校等に対し周知を行った。【1-1】</p>
		1 アイウエアイウエ	2 アイウエアイウエ	◎

[令和6年度公営企業各会計決算審査]

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
63	下水道局	建設仮勘定を正に計上すべきもの	令和6年度末における建設仮勘定の内容を見たところ、平成26年度に廃止して固定資産台帳の除却処理を行っている汐留ボンブの整備工事(構造物撤去工、建築物解体工事)等の費用が計上されていた。局は、汐留ボンブ所の機能を移転させる勝どきボンブ所を現在建設中のため、当該費用は勝どきボンブ所の賃貸について計上するとしている。局は、汐留ボンブ所の機能を移転させる勝どきボンブ所の賃貸について、同年9月2日に建設仮勘定の除却処理を行い、完成時に勝どきボンブ所の賃貸として計上するとしている。「地方公営企業の事業計画を整理するに当たりより、会計を整理するに当たりより、それがにより地方公営企業のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものと定められ、これまでおり、汐留ボンブの整備により、汐留ボンブの賃貸と、そのサービス提供能力とは結び付かず、新施設の資産価値を上げる性質ではない。このことから、当該費用はそのまま度固定資産除却費として計上すべきであり、勝どきボンブ所の資産として計上することは適正でない。この結果、建設仮勘定が1,2億7,510万8,013円過大に計上されている。建設仮勘定の計上を適正に行われたい。	誤りの発生原因是、旧施設の撤去工事費用を新施設の資産に該当するものと解釈したことによるものである。監理部が令和7年7月に関係会社に建設仮勘定全件における類似案件の有無について点検を行った上で、汐留ボンブ所の他1施設の整備に関する建設仮勘定について、同年9月2日までに建設仮勘定の除却処理を行って計上するとしている。局は、汐留ボンブ所の機能を移転させる勝どきボンブ所を現在建設中のため、当該費用は勝どきボンブ所の賃貸について計上するとしている。局は、汐留ボンブ所の機能を移転させる勝どきボンブ所の賃貸について、同年9月2日に建設仮勘定の除却処理を行い、完成時に勝どきボンブ所の賃貸として計上するとしている。「地方公営企業の事業計画を整理するに当たりより、会計を整理するに当たりより、それがにより地方公営企業のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものと定められ、これまでおり、汐留ボンブの整備により、汐留ボンブの賃貸と、そのサービス提供能力とは結び付かず、新施設の資産価値を上げる性質ではない。このことから、当該費用はそのまま度固定資産除却費として計上すべきであり、勝どきボンブ所の資産として計上することは適正でない。この結果、建設仮勘定が1,2億7,510万8,013円過大に計上されている。建設仮勘定の計上を適正に行われたい。
64	総務局	建設仮勘定を正に計上すべきもの	債権が過大計上となっているもの	債権が過大計上となっているもの

[令和6年度各会計歳出決算審査]

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
64	総務局	建設仮勘定を正に計上すべきもの	債権が過大計上となっているもの	債権が過大計上となっているもの	
65	デジタルサービス局	出資による権利が登載漏れとなっているもの	出資による権利7,900億円(一般財團法人govTech 東京出えん金(つながるキャンペーン))が登載漏れとなっている。	出資による権利7,900億円(一般財團法人govTech 東京出えん金(つながるキャンペーン))が登載漏れとなっている。登載漏れとなっていた出資による権利について、令和7年4月1日付けで財産情報システムに登録した。【1-1-ウ】誤りの発生原因是、東京都公有財産規則等の各規定の理解不足及び財産情報システムへの登録に関するチェックが不十分であったためである。【1-1-ウ】局は、令和7年10月24日付で、公有財産台帳の整備を適切に行うよう、公有財産に関する理解促進のための資料を添付し、内各部宛て周知した。また、公有財産の取得や異動等が発生する場合は、起収文書の協議欄に経緯部を明記するよう、局内各部宛て周知することで、チェック体制を整えた。【2-1-ウ、2-1-エ】	出資による権利7,900億円(一般財團法人govTech 東京出えん金(つながるキャンペーン))が登載漏れとなっている。登載漏れとなっていた出資による権利について、令和7年4月1日付けで財産情報システムに登録した。【1-1-ウ】誤りの発生原因是、東京都公有財産規則等の各規定の理解不足及び財産情報システムへの登録に関するチェックが不十分であったためである。【1-1-ウ】局は、令和7年10月24日付で、公有財産台帳の整備を適切に行うよう、公有財産に関する理解促進のための資料を添付し、内各部宛て周知した。また、公有財産の取得や異動等が発生する場合は、起収文書の協議欄に経緯部を明記するよう、局内各部宛て周知することで、チェック体制を整えた。【2-1-ウ、2-1-エ】

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	生活文化局	債権が過大計上となっているもの	借権20円（事務室の借替に際する敷金）が過大に計上されている。会計・管理局と対処手法を相談し、令和7年10月29日、令和7年度上半期の債権増減異動通知書に関する報告時に金額の訂正を行った。	【1-ウ】 令和6年度中に追加で預け入れた旅券の事務室の新宿第一生命ビルディングの敷金の額について、増減異動通知書に載った額を記載し、債権を過大に計上してしまった。通知書作成時に所管部が誤ったデータを記載したこと、総務部でのチエック時に誤記入に気つけなかつたことが原因である。 また今後、以下の再発防止策に取り組んでいく。 総務部は、各部に対し、債権増減異動通知書を依頼する際、最新の契約書や支出時の帳票等の根拠資料と合わせ、チェックリストを添付し、金額の確認を徹底するよう3月、9月に周知する。【2-ウ】 各部は、債権増減異動通知書を提出する際、複数チェックにより、報告事項の有無や金額の確認を徹底するよう部内に周知する。 まどめる際には、総務部管財担当と計理担当で債権共有を行い、各担当部から提出された債権増減異動通知書の内容を確認する。【2-ウ】 また、6月に貸借対照表が回配信された際には、再度ミスがはないか確認を徹底する。
67	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	（該）諸収入（項）雜入（目）契約締結金において、調定額及び収入未済額が各32万9,327円過小に計上されている。	1 アイ ウ エ アイ ウ 2 エ アイ ウ ① ○
68	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	出資による権利 1 億5,467万5,000円（(公財)東京都環境公社出えん金（スマートエネルギーネットワーク構築事業基金））が過大に登載されている。	1 アイ ウ エ アイ ウ 2 エ アイ ウ ① ○

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
69	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの	出資による権利が過大登載となっている。	【1-ウ】 （該）諸収入（項）雜入（目）契約締結金において、調定額及び収入未済額が各32万9,327円過小に計上されている。	1 アイ ウ エ アイ ウ 2 エ アイ ウ ① ○

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
70	産業労働局		出資による権利1億円((公財)東京しごと財團出えん金(プラチナ・キャリアセンター事業)が登載漏れとなっている。出資による権利が登載漏れとなっているもの)	就業推進課は、登載漏れであつた出資による権利1億円について、令和7年7月7日に登録を行つた。【1-ウ】 誤りの発生原因是、出資による権利について財産登録が必要であるとの認識が不足していたためである。上記認識について令和7年9月1日付通知文により課内関係者に周知徹底した。 また、本事案を踏まえ、事務処理手続を見直し、その見直し内容を含め、課内関係者に周知徹底するとともに、複数チェック機能を強化する。局は当該指摘事例や経理事務等の留意点について、令和7年9月1日付通知文により再発防止のための局内周知を行つた。【2-エ】
71	建設局		物品が過大登載となっているもの	システムほか35点)が過大に登載されている。本件は、部が指定管理者(東京都動物園協会等)から過年度に報告を受けているにもかかわらず、システム処理を行わなかつたことによるものである。システムに登載されている全ての重要物品の过大登載が判明した。【1-ウ】 また、新たな重要な業種等の状況を確実に把握するため、今後は、毎年度末に、年度内に生じた供用備品の全ての異動状況について、供用備品台帳及び財務会計システムにおける登録情報の照合を行うよう、令和7年9月19日に事務処理ルールを改善した。【2-ウ】
72	港湾局		建物が過大登載となっているもの	建物7.4、6.3m(有明親水海浜公園西入江倉庫ほか1件)が過大に登載されている。監海開港部は、過大に登載された建物の面積について、令和7年8月6日に財産清報システムの訂正処理を行つた。【1-ウ】 誤りの発生原因是、海上公園の開園に向けた財産登録の手続について引継書が十分に整理されおらず、戻済直後に相当した職員が誤った処理を行つてしまつたためである。そのため部は、引継日から開園までの財産登録のフローを示したチェック表を作成した。これに基づき正副担当者による複数チェックを行つとともに、起業時にはチェック表と、システムに登録した内容の打ち出しの両方を添付することにより、決裁の関係者等もチェックができるようになつた。【2-ウ】 さらに、部は、海上公園の財産登録に関するマニュアルを作成し、共用するにより、より適正に財産登録ができる体制を整えた。【2-エ】 また、局は、令和7年8月21日実施の監査結果説明会において、各部・所の經理担当者に対し、当該指摘事例等について周知した。【2-エ】
		1 <input type="checkbox"/> アイ <input checked="" type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> ○	2 <input type="checkbox"/> アイ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> ○	
		1 <input type="checkbox"/> アイ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> ○	2 <input type="checkbox"/> アイ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> ○	

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
73	港湾局	建物が登載漏れとなっているもの	植物3,15,1,1m ² (畠田港) が登載漏れとなっている。	離島港湾部は、登載漏れとなつていた建物の延床面積について、令和7年7月31日に、財産情報システムの訂正処理を行った。 【1-ウ】 本指摘は、過去の建築情報の登録漏れによるものである。誤りの発生原因是、財産登録時に過去の建築情報など既に登録されている内容のチェック体制が整っていなかったことである。 そのため、罰は、財産登録の起案時、登録済みの情報についてもしゅん功図等の機械資料と整合させ、誤りがないか正副担当者で再度確認を行うこととし、令和7年8月6日開催の部内財産担当者会議において、上記のチェック体制について周知した。【2-ウ】 さらに、罰は、令和7年8月21日実施の監査結果説明会において、各部・所の経理担当者に対し、当該指摘事例等について周知した。【2-エ】
74	教育庁	調定額及び収入未済額が过大に計上となっているもの	(款) 諸収入(現) 総額(目) 未済額が各1,6万円、9,899円過大に計上されている。	総額において、調定額及び収入未済額が各1,6万円、9,899円については、令和7年6月13日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1-ウ】 【1-エ】 また、再発防止のため、以下の3点を実施する。 ① 給与担当者は、会計管理局の実施する会計実務研修等を受講し、根柢に基づく正しい処理方法を身に付けることで、誤處理を防止する。 ② 給与担当者は、財務会計システムにおいて調定登録を行う前に、「歳入予算執行状況一覧」から収入未済額の状況、繰越額及びその内訳を確認することと二重の調定登録処理の防止につなげる。 ③ 給与担当者は、財務会計システムにおいて調定登録を行った後に、出力される「調定登録状況一覧」及び「歳入予算執行状況一覧」を複数名で確認し、いかに確認することで再発防止に努める。なお、以上のことについて、年度末において、部署に引継ぎを行うこととした。【2-ウ】
75	警視庁	収入未済額が过大計上となっているもの	(款) 諸収入(現) 総額(目) 未済額が各1,6万円、9,899円過大に計上されている。	過大に計上されたいた調定額及び収入未済額各1,6万円、9,899円については、令和7年8月19日に、相当者連絡会議を開催し、今後被疑者の債権処理について十分に確認を行うよう周知させるとともに、係間の情報共有の徹底を指示した。【2-エ】

番号	対象局 (団体) 措置区分	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
75	警視庁	収入未済額が过大計上となっているもの	(款) 諸収入(現) 総額(目) 未済額が各1,6万円、9,899円過大に計上されている。	過大に計上されていた収入未済額が発生した際、違反金管理制度により、放置違反金システムの報告停止を解除して、全額の納付書を再度発行し、二重払いとなつたため、過払登録したことである。 そのため、交通部駐車対策課では、債務者が破産した際の債権処理を適正に行うためのフローチャートを作成して係間の連携を徹底するとともに、同様の事例が発生した場合、放置違反金システムの報告停止を解除し、全額の納付書を発行できないように改修を行った。【2-ウ】 また、交通部駐車対策課は、令和7年8月19日に、相当者連絡会議を開催し、今後被疑者の債権処理について十分に確認を行うよう周知させるとともに、係間の情報共有の徹底を指示した。【2-エ】
1	1	2	1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○ ○

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一號 都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。) 一三〇円
一箇月 六、六〇〇円印刷所勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五一〇一(代)社

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク。
リサイクルマーク。